平成２７年（フ）第２６７号
大分市大字佐賀関1380番地の２
債務者　木村　憲一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８８号
大阪府岸和田市岸城町１番35号
債務者　ウイングスはぐちこと　羽口　　昇
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８９号
大阪府岸和田市岸城町１番35号
債務者　羽口　茂子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
大分市横田１丁目８番16号（サンライズハイツ大在103）
債務者　藤野　裕樹
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津木　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２１８号
函館市亀田本町18番18号　ハイツひまわり101号室
債務者　中田惠理子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
北海道檜山郡江差町字円山32番地10
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２７年（フ）第６７号
岐阜県大垣市内原２丁目31番地１　ロジュマン１　202
債務者　安村　真紀
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２５３５号
大阪市東住吉区矢田４丁目18番８号　三陽ハイツ205号
債務者　山添　智子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５２号
大阪府吹田市山田西２丁目３番１―503号
債務者　桂　　典子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２９４号
大阪府摂津市千里丘東１丁目12番34号レジデンス千里丘303号、前住所大阪府箕面市今宮３丁目７番17―307号
債務者　坂田　和子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１４号
大阪府八尾市安中町８丁目５番13号
債務者　松村　弘之
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４７９号
大阪府茨木市玉瀬町34番９号サニーコート201号
債務者　木下　麻衣（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５３８号
大阪市天王寺区味原町１番17号　プラスパーハイツ301号
債務者　田村　克美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１号
和歌山県田辺市上の山２丁目５番46―204号
債務者　出井　光佳
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１８号
島根県出雲市天神町20番地
債務者　安藤　元春
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１９号
島根県出雲市天神町20番地
債務者　安藤てるみ
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２９号
広島県三次市三次町367番地２
債務者　湯木　健一
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
広島地方裁判所三次支部